

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の社会福祉活動の普及及び推進に資するため、特に社会福祉に功労があった者又は団体を表彰し、又は感謝の意を表することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 本会の会長又は副会長として在職し、退任した者
- (2) 本会の役員又は評議員として通算8年以上在職し、退任した者。ただし、茅野市職員としての役職により選任された者を除く。
- (3) 民生児童委員又は主任児童委員として3期（9年）以上在職し、退任した者
- (4) 地区社会福祉協議会会长として4年以上在職し、退任した者
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に優れた善行又は功績があり表彰することが適當と会長が認めた者又は団体

(感謝の対象者)

第3条 感謝の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 本会の社会福祉事業のため、10万円以上相当額の金品を寄附した者又は団体
- (2) 本会の社会福祉事業のため、通算10年以上金品を寄附した者又は団体
- (3) 本会の賛助会員又は特別会員として通算10年以上会費を納めた者又は団体
- (4) 本会の社会福祉事業で功績が特に顕著と認められる者又は団体

(受賞者の選考)

第4条 表彰又は感謝の受賞者は、次条に規定する表彰審査会の意見を聴いて会長が決定する。

(表彰審査会)

第5条 表彰又は感謝の受賞者の適格性について審議し、及び答申するため、表彰審査会を設置する。

- 2 表彰審査会の委員は、副会長2名、事務局長及び会長が選任する役員若干名とする。
- 3 委員の任期は、それぞれの職に在任する期間とする。
- 4 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。
- 5 委員長は、委員会を代表し、これを統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(表彰又は感謝の方法)

第6条 表彰又は感謝は、本会が主催する社会福祉大会において、会長が表彰状又は感謝状を授与するとともに記念品を贈呈して行う。

(追彰)

第7条 表彰又は感謝は、故人に対しても行うことができる。この場合において、表彰状又は感謝状及び記念品はその遺族に贈呈する。

(表彰又は感謝の公表)

第8条 この規程により表彰又は感謝を行った場合は、本会の広報紙及びホームページによりこれを公表する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行にあたって必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成29年3月6日）

(施行日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会表彰規程（昭和48年4月1日）及び社会福祉法人茅野市社会福祉協議会表彰規則（昭和50年6月16日）は、廃止する。